## 文教科学委員会)

独 立 一行政 法人日本学術振 興 会法 案 ( 閣 法 第二五号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案は、 特殊法人等改革基 本法 に 基づく特殊法人等整理合理化 計 画 の 円滑な実 施 に 資するため、 日本

学 術 振 興 会 を解 散 し 7 独 立 行 政 法 人日本学 術 振 興会 を設立することとし、 そ の 名 称、 目 的、 業 務 の 範 井 等 に

関 す ź 事 項 を 定 め ようとす る も の で あ ı) そ の 主 一な内 容 は 次 の غ おりであ る。

法 人の 名 称 ば 独 立 行 政 法 人日本学 術 振興会とすること。

こ

の

法

律及び

独

立

行

政

法

人 通

則法

(以下「

通

〕則法」

という。

)の定めるところに

より設立される独

立

行

政

独 立 行 政法 人日 本学術 振興会(以下「 振 **興会** という。)は、 学 術 研究の 助 成、 研究者 の 養成 の た め の 資

金 の 支 給 学 術 に . 関 す る国 際交流の促進、 学術の応用に関する研究等を行うことにより、 学 術 の 振 興 を 図

ることを目的とすること

 $\equiv$ 振 興 会 の基 一本金は、 附 則 の 規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とすること。

四、 振興会の資本金は、 附則の 規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政 府は、

必 (要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 振興会に追加して出資することができ

ることとし、 振興会は、 その出 資 、額により資本金を増加するものとすること。

ゼ 振 興 会に、 役員として、 そ の 長 である 理 事 長及び 監事二人を置くこととするとともに、 役員として、 理

事二人以内を置くことができるものとすること。

六

理

事

長

の

任

期

は

四年とし、

理

事

及び

監

事

の

任

期

は

二年とすること。

七、 振 興 会 の 役 員 及び ) 職 員 は 刑 法 そ の 他 の 罰 則 の 適 用 につい ては、 法令により 公務に従事 する 職 員 とみな

すこと。

人 振 興 会に 評 議 員 会を置くものとするとともに、 評議 員 会は、 十 五 人以 内 の 評議 員 で組 織 する も の とし、

理 事 長 の 諮 問 に 応 Ų 振 興 会の 業 務 運営 に 関する 重 要 事 <u>項</u> を審 議 ŕ 振興 会の 業務運営につ き、 理 事 長 に

対して意見を述べることができるものとすること。

九、 評 議 員 は、 振 興 会の 業務 の適 正 一な運営に 必要な学識経験を有する者のうちから、 文部科学大臣 の 認可 を

受けて、 理事 長 が任命するものとし、 評 議 員 の任 期は二年とするとともに、 理 事 長 ば、 評 議 員 を 解任 しよ

うとするときは、 あらかじめ文部科学大臣 の認可 を受け なければならないものとすること。

十、振興会は、二の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

1 学術の研究に関し、 必要な助成を行うこと。

2

の

者

- 優 秀 な学 術 研 究 を養 成するため、 研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 3 海 外 ^ の 研 究 者 の 派 遣、 外 玉 人研究者の受入れ その他学術に関 する国 際交流を促進するため の業務を

行うこと。

- 4 学 術 の 応 用 に関 する研究を行うこと。
- 5 学 紨 の 応 用 に 関 する 研 究 に 関 Ų 学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 6 学 紨 の 振 興 の た め の 方 策 に 関 する 調 查 及 び 研究を行うこと。
- 一及し、 及 び その活用を促進すること。

7

4

及

び

6

に

掲

げ

· る 業

務

に

係

る

成

果

を普

- 8 学 術 の 振 興 の た め に 国 が 行う助 成 に 必要な 審 査及び評価 を行うこと。
- 9 1 か 58 ま で の 業 務 に附帯する業務を行うこと。
- 文部科学大臣は、 振 興会の 業 務 運営に関 Ų 日本学術会議と緊密 な連絡を図るものとすること。
- 振興会に 係る通則 法におけ る主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ文部科学大臣、 文部科学省

及び文部科学省令とすること。

十三、この法律は、 附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

十四、その他所要の経過措置等を整備するとともに、 関連法令の一部を改正するものとすること。